

## 明治国家創成期の内政と外政：対朝鮮政策と内政との関連を中心に

諸, 洪一  
九州大学文学研究科史学専攻

<https://doi.org/10.11501/3122889>

---

出版情報：九州大学，1996，博士（文学），課程博士  
バージョン：  
権利関係：

## 第二章 廃藩置県後の国際関係と朝鮮政策

### 第一節 廃藩置県後の宗氏派遣論

近世以来、対馬を介して行われていた日朝交渉は、廃藩置県によって維新政府が直接管掌することとなった<sup>1</sup>。当時の情勢は、ほぼ同時期に曲がりなりにも万国公法に基づいた日清修好条規（以下、日清条約と略す）を締結し、条約改正準備と聘問の礼を修めるための岩倉使節団の欧米派遣計画がすでに日程に上がっていた<sup>2</sup>。国内的には廃藩置県、国際的には日清条約と岩倉使節団の派遣計画など、内外の情勢の変化は維新後から廃藩置県までの日朝交渉をめぐる状況とは一線を画するようなものであった。このような内外の情勢変動の中で、廃藩置県後の日朝交渉はどのように展開されたのであろうか。

幕末以来の日朝関係に関する研究は廃藩置県で息が切れ、以降江華島事件に至るまでの研究は田保橋潔『近代日鮮関係の研究』<sup>3</sup>以来きわめて少ないと言わざるを得ない。その中で、高橋秀直氏は明治六年政変の研究の一環として維新後の朝鮮政策を通時的に研究されており<sup>4</sup>、「廃藩置県後の朝鮮政策」では、「岩倉使節団出発前後における政府の政策の変化の意味」を詳細に分析している。この論文では「皇」「勅」の文言を含ませた書契の決定などを論拠として、留守政府は対外強硬路線に傾いていたとし、「明治六年の征韓論政変における朝鮮政策の対立はすでにこの時存在していた」ことを指摘されている<sup>5</sup>。しかし、高橋氏は維新政府の対外（とりわけ対アジア）政策の意味を分析しながらも、朝鮮政策の変化の重要な要因であったと思われる日清条約の意味が分析視角から欠けており、従って政策変化の国内的過程の分析も必ずしも充分とは言えない。

そこで本稿では、廃藩置県後の日朝交渉のプロセスを、日清条約・岩倉使節団の洋行構想など国際的契機との関連を重視して検討する。日朝交渉は両国関係だ

けでなく内外の情勢の変化、特に日清関係と緊密に連動しながら展開されたのであり、その面で日本の対外政策を日朝交渉の展開から逆照射することも可能であろう。国内的過程においては、維新以来日朝交渉打開の重要な選択肢でありつづけた宗氏派遣論をめぐる様々な議論と発言者の政治的立場を分析対象とし、宗氏派遣論がどのように展開され、それが中止されたとき朝鮮政策の次なるステップは何であったかを明らかにしたい。

日朝交渉の大きな争点をクリアすることが期待されていた宗氏派遣論は維新以来の対朝鮮政策において常に重要な選択肢としてありつづけた。そして、朝米戦争をきっかけによりやく実行の運びとなったが、廃藩置県の大変革に遭遇して暗礁に乗り上げていたのである。廃藩置県の結果、近世以来朝鮮との交渉を担当してきた対馬藩はなくなり、当然ながら対馬の対朝鮮交渉権は維新政府に帰属するようになった。しかし、これは国内における中央集権的改革の結果であり、朝鮮との交渉の結果ではなかった。従って、維新政府が国交断絶や交渉放棄を決めない限り、従来の国交国朝鮮に対する交渉権を主張するためにはいくつかの手続きが必要であった。明治元年に維新変革を知らせるために使節団を派遣したように、廃藩置県の変革（その結果としての対馬藩の廃止と交渉権の外務省への移管）を朝鮮に知らせる必要があったのである。

廃藩置県の後始末や太政官三院制改革などで忙殺されていた維新政府に先んじて、日朝交渉の継続を政府に働きかけたのは広津弘信（外務権少録）であった（6）。廃藩置県以前より釜山における朝鮮交渉と宗氏派遣に尽力していた広津は、廃藩置県のため挫折していた宗氏派遣論を再び実現するため、次のような上申書を出した。

「昨日大島友之允訪ひ来り宗四位知事職被免候後も倩相考られ今日の制度にては旧冬願置候家役の名も弥以て相称ひ難く且又朝鮮尋交の儀は自身渡航候ても是非速かに成功に至り候様奮発尽力不致ては此上恐漸の至と深く被致慨

嘆候に付ては従四位誠意貫徹成功を奏し候目途等内々懇談に及候趣申聞候間  
弘信より仮令は従四位殿当の処外務大丞に被任候姿を以て先問使を差立其機  
に乗して渡韓の上彼礼曹参議に会議を告げ公然百度維新万機親裁藩を廃し県  
と為られ外国交際総て外務省の管轄する所本省をもって旧交隣誼尋かさる可  
からさるの理を諭されは彼承服の後礼曹東萊釜山の官員年々転任あるが如く  
我外務官員も又永襲の職に非るを諭すに至つて最も易かるへく愚考候由試談  
仕候処大島も至極同論にて従四位外務官員に任して親しく渡韓の覚悟相ひた  
ち候は、県士も一層の勉励を加へ可申」〈7〉

大島友之允と会見した広津は、宗氏の「奮発尽力」の意思を確認し、宗氏の派  
遣による日朝交渉打開の可能性を「内々懇談」した。そして、宗氏を「外務大丞  
に被任候姿を以て先問使を差立其機に乗して渡韓」する手順を述べたのである。  
広津の宗氏派遣構想や主とした目的は、朝鮮の礼曹（外務省）参議に維新と廃藩  
置県改革の事実を通告し、今後の日朝交渉を対馬に代わって外務省が担当するこ  
とを知らせることであった。またその際に、朝鮮の官吏任期制のように日本の官  
僚も「永襲の職」ではないことを説得して、宗氏家役罷免に関する朝鮮側の理解  
を求めるつもりであった。明治二年以来日朝交渉に携わって理解を深めていた広  
津は、宗氏の派遣を通じて行き詰まった交渉の打開と新しい日朝新関係の樹立を  
目指すと同時に、交渉主体としての外務省の存在を穏便に朝鮮側に伝える段取り  
を講じたのである。

これに対して、外務大輔寺島宗則（留任）と外務卿に就任したばかりの岩倉具  
視は「重正儀外務官員に被命渡韓」することを正院に建議し〈8〉、宗氏は七月二九  
日に外務大丞に任命され、八月四日に朝鮮国派遣を命じられた〈9〉。宗氏派遣論に  
はさしたる反対もなく、廃藩置県後の維新政府の朝鮮政策として認められたので  
ある。韓事務掛より朝鮮滞在の吉岡弘毅（外務少丞）・森山茂（外務権大録）宛  
の書簡には、宗氏派遣の事実を次のように伝えている。

「然は韓事も追々御評決に相成宗大丞渡韓被仰付大島友之允は本省奏任出仕の上其他広津等も一同渡韓拜命に相成候此度は結局の御廟算相伺愈成功の目的を期す当月下旬までに夫々落著出帆の都合に相成候間右御安意御奮励有之候様所祈に御座候」〈10〉

外務省は、八月下旬までに宗氏派遣を実施するつもりであった。宗氏渡韓には大島、広津一同の随行が予定され、明治元年以来行き詰まっていた日朝交渉は「愈成功の目的を期す」るようになったのである。また書契案においても「政府等対」の論〈11〉（以下、「等対論」と略す）に基づいた内容となっており、宗氏派遣に先立って東萊・釜山に伝えられた〈12〉。これに対する東萊府使鄭顛徳の返書は、「貴邦庶務維新更設外務省掌交隣之事」とあるように、外務省の交渉担当の事実をひとまず承知した。しかし外務省官員の来館（明治三年以来の吉岡使節団の倭館滞在）は「実は無前之事」であることを指摘し、「隣好愈往愈篤」らんことは「旧規」の遵守にあることを力説した〈13〉。この東萊府使の返書は、宗氏派遣延期決定以降日本に伝えられたと思われるが、いずれにせよ、朝鮮側の交渉拒絶の理由は対馬藩士でない外務省官員（吉岡使節団一行）の「来館」であることが分かる。逆にいえば、「旧規」に沿った宗氏派遣論による交渉妥結の可能性は、かなり高まっていた状況であったといえよう。

要するに、廃藩置県以前に予定されていた宗氏派遣論と「等対論」は、廃藩置県によって対馬側の主体性は否定されたが、その方法の面においては依然有効な交渉妥結策であった。宗氏派遣論と「等対論」は、廃藩置県以降にも交渉妥結の切札として認識され、その実行は太政官政府（本稿では太政官三院制改革前後の政府を各々維新政府、太政官政府と呼ぶことにする）によって再確認されたのである。

宗氏派遣論を既定事実とした朝鮮事務掛は、宗氏派遣に伴う具体的な手続きについて、正院に次のように上申した。

「今度宗外務大丞御用有之朝鮮出張被仰付候に付ては大丞相当の旅費下賜候外朝鮮と宗氏交際の儀は奕世親和の内別に格式を論し互に鄭重の儀装を競候仕来にて右等は今度痛剛悉改可致期会には候へとも其談判に取掛り候迄も彼地へ親臨の間は鹵簿其他の儀装少々旧慣に依り候はては不都合の情実少なからず然に其入費前書大丞相当の御手当のみにては其一二分をも補兼候仕合に付別段の御手当可願筋の処方今御出費多の折に付右は不相願其代り対州にて従前年々朝鮮へ差向候貿易の儀は其元宗氏より資金を出し派出し貿易の儀に付右利潤は聊なから右渡韓御用到底相濟候迄宗氏へ御任被下多少とも右御用に遣払候様為仕度左候へは右を以て渡韓諸費を相弁候様可致との儀に御座候勿論右御用相濟候上は前書遣払内訳は成算の上朝廷へ御引続き申上候事に御座候」〈14〉

朝鮮事務掛は、宗氏派遣による日朝交渉には「格式」「儀装」「鹵簿」などを「旧慣」に従う必要があると述べ、宗氏渡韓の「御用」が終るまでの「旧慣」維持にかかる経費を、公私貿易の「利潤」をもって賄うよう建言したのである。宗氏派遣を間近に控えた外務省は、日朝交渉上の重要な争点であった交渉の主体と方法の問題をクリアしたうえ、具体的な個別事項についても「旧装」と「旧慣」をも認める方向で進んでいた。また、旧来の公私貿易の利益を宗氏派遣の経費に充てることによって、しばらくの間従来の貿易体制も維持するよう努めたのである。「旧装」「旧慣」を認めたとえ、貿易の利をも宗氏に還元するような議論は、廃藩置県以前の宗氏派遣論には見られなかったことであり、宗氏派遣（＝「謬礼」）を阻止しようとした柳原前光ら強硬論者の大いに反対するところであった〈15〉。廃藩置県以前の宗氏派遣論をめぐるのは、強硬論と穏健論の激しい議論が交わされたうえ、朝米戦争という緊迫した国際情勢があった。しかし、廃藩置県後の宗氏派遣論の決定においてはそのような対立の痕跡は見られない〈16〉。反対意見は、主として対欧州外交に専念していた外務大輔寺島が貿易の利の宗氏への還元を「

欄外注記」に「下賜はるに非ず」と拒否したようだが<17>、これとて宗氏派遣論そのものを反対したわけではなかった。このように、八月中旬頃の段階の宗氏派遣論は維新政府の確固たる朝鮮政策として確認されており、「愈成功の目的を期す」といったような穏健論が支配していたことが分かる。

ところが、実行寸前であった宗氏派遣は、八月下旬「宣旨並に省命宗大丞以下渡韓の節持越」と突然延期された<18>。そして、一〇月三日（もしくは四日）には「使節のみ弘信一同差渡し可然との御内決」があった<19>。宗氏派遣案は「使節のみ」の派遣案に切り替わったのである。これに対して宗氏派遣計画を進めてきた広津、大島および宮本小一ら外務省の穏健論者は、宗氏派遣論の継続とその次善策を模索していた。まず、外務省からは「朝鮮国へ改制報知手順書取并書契案を以去月中相伺候儀今に何等の御沙汰無之（中略）内国御改制向既に彼国へ伝播いたし候趣にも相聞へ此上曖昧遷延いたし万一彼より相挫り候に至りては愈以御威信難立旁一日も猶予の場合に無之」と、正院に朝鮮政策の早急な対策を求めた<20>。外務省は、廃藩置県の実実はすでに倭館の非公式ルートを通じて朝鮮側に知らされていた可能性が高く、通告を怠ることは政府の「威信」に関わると説得したのである。そして宗氏派遣論の立て役者であった広津も「藩県御改制宗氏知事職被免候儀自然相洩れ万一彼より御改制の次第を問ひ或は歳遣船名実齟齬の儀」など、「我より曖昧糊塗の応酬に及」んだ場合の不都合を指摘して、使節派遣の緊急性を説いた<21>。宗氏とは緊密な関係を保ちながら宗氏派遣論と日朝交渉の打開のため尽力していた広津は、「一般の藩知事は免せられ候へとも対馬州太守は当分の処未た免せられさる姿」とまで上申する有様であった<22>。また当事者の宗氏においても、廃藩置県と宗氏家役罷免などの「顛末」を知らせないのは不都合とし、延期された宗氏派遣の段取りを次のように述べている。

「前件（廃藩置県と宗氏家役罷免）の旨趣通報の為此度可差遣使節の儀従前の振合も有之旧厳原県士より相雇渡韓中同県参事等の名称可被給候や又は拙

家使節の儀に付重正私家ノ内より差越し最前重臣の者使節にて渡韓の振に準可申哉尤大島正朝儀本省出仕にて既に渡韓の命を拝し罷在候に付御差支無之候は、同人儀拙家使節の振合にて差渡し吉岡森山広津共協議件々報知いたし且つ重正渡韓の地を成熟為致度候事」〈23〉

宗氏は、すでに外務省出仕として渡韓の命を受けていた大島を、「拙家使節」として一足先に派遣し、吉岡ら現地派遣官員と協力して宗氏渡韓の根回しをしておくよう求めた。宗氏は、自らの派遣がたとえ「来春」になるとしても〈24〉、これを既定の事実として確認しておくために、宗氏派遣に先立って大島を先問使として派遣することを急いだのである。その他にも宗氏は、歳遣船の派出と貿易、明治元年以来釜山に滞在している樋口大修大差使の問題、図書（印鑑）の問題など、廢藩置県の結果として表れる日朝関係の新しい具体的な問題点を指摘し、自らの派遣の必要性を力説した。宗氏は、交渉打開に強い意欲を見せていたのである。〈25〉

しかし、このような対馬側の主張とは裏腹に、日清条約を締結して帰国（九月一九日）していた柳原の外務省復帰を境にして状況は変わり、「使節のみ」の派遣の内定となった。広津はこの内定について、次のように意見を述べている。

「五月以来弘信建議仕候目的は宗氏自ら渡韓有之外務省管する処の交際承諾為致候談判中追々其謬例を示諭し始めて両国勘合印より歳遣船貿易等の条約講明納得可為致手順に相考居候処（中略）然るに今朝花房大記殿より宗氏嚴原下向親敷指揮と申す儀何にも御差支有之使節のみ広信一同差渡し可然との御内決の趣御内意有之候に付ては何分正大公明の報知為致候時は夫れ丈けの御用心不被成下候ては弘信渡韓の上吉岡森山へ省議の御趣旨申伝へ方も無之然らば迎曖昧の報知にては後來後威信にも関係致し候」〈26〉

宗氏派遣論を進めた張本人であった広津は、日朝交渉の外務省管轄による諸般事務の委譲の事実を、「旧慣」に沿って穏便に朝鮮側に説得することを目的とし



ていた。したがって広津は、宗氏派遣に代わる「使節のみ」の派遣の「内決」を「逆曖昧の報知」とし、「後来御威信にも関係」することと戒めた。しかし、広津の意見と先問使派遣の次善策などは受け入れられず、「使節のみ」派遣の「御内決」だけが出されたのである。

柳原ら外務省強硬派はこの「内決」を受けて、さらに交渉断絶論とその手順としてのさしあたりの使節派遣を「旧家臣」（＝公）ではない「家令」（＝私）を派遣することを主張するようになった<sup>27</sup>。廃藩置県後の維新政府の朝鮮政策であった宗氏派遣論は、格下げのあげく「家令」派遣案に成り下がっていた。「家令」派遣案は、すでに宗氏派遣のための先問使としての意味もなかった。したがって、「来春宗氏渡韓」の可能性も殆ど遠ざかっていたといえよう。このような決定に対して、日朝交渉を「是非成功を奏し不申て不相済儀と奮発」していた宗氏は、「尚更一日も報知猶予難仕」と建言し<sup>28</sup>、広津も「此上曖昧遷延候ては愈以御威信も難立彼国輕蔑の状を重ね候のみならず尋交の機会都て失却」することを「不堪痛慨」していたが<sup>29</sup>、何れの主張も受け入れられることはなかった。その後も宗氏と広津など対馬側の執拗な建言は続いたが、岩倉使節団成立過程の紆余曲折と使節団の事務の多忙さなどで、対馬側の建言が顧みられることはなかった。ここで、宗氏派遣論とその次善策によって日朝交渉を打開しようとする試みは、失敗に終わったのである。

岩倉使節団出発後の十一月二七日、正院は外務卿に就任したばかりの副島種臣と外務大輔寺島に「朝鮮国へ改制報知の書翰案掛紙朱書の通刪正不都合無之哉」と、書契案の「刪正」に乗り出した<sup>30</sup>。「刪正」された書契案は、「改制報知の書契に断然官銜を更め印章を易へ候儀」と「天子親政」云々の文言からなっていた<sup>31</sup>。広津・森山は、「後凶確と差支可申」書契案は「到底の応接御確定の上ならては相用ひかたく」と上申したが、「刪正」された書契案が覆されることはなかった<sup>32</sup>。宗氏派遣論と共に日朝交渉打開の切札として対馬側から出され

た「等対論」も、ここで完全に否定されるようになった。

結局、一二月二八日「朝鮮国へ被差遣候旨被仰付置候処被免候事」と、宗氏派遣論は最終的に否定された<33>。宗氏派遣に代わる使節団は、外務省の監督下に置かれていた相良使節団であった。対馬側や広津、外務省の宮本らの穏健派は、行き詰まった日朝交渉を打開するため、宗氏派遣論と「等対論」をもって種々画策したものの、いずれも実施されることなく葬り去られてしまったのである。

## 第二節 廃藩置県後の国際関係と朝鮮政策

廃藩置県によって流産した宗氏派遣論は、廃藩置県後の宗氏派遣論の決定によって再び日朝交渉打開の切札として登場し、交渉成功は楽観的でさえあった。しかし、八月の宗氏派遣延期決定、一〇月の「使節のみ」の派遣内定、十一月の書契案の「刪定」を経て一二月の宗氏派遣中止決定に至り、宗氏の直接派遣による日朝交渉は行われることはなかった。なぜこのような穏健な交渉打開のための選択肢は葬り去られなければならなかったのであろうか。

従来の研究において宗氏派遣の中止に触れているのは二つくらいである。まず田保橋は、宗氏側の「熱烈な要請」と「支持を以てしても外務省の根本方針が決定しなかった」理由として、「外務省は寺島大輔を中心として、大使関係（岩倉使節団）事務に忙殺せられ、比較的不急と信ぜられた朝鮮問題を顧みる暇がなかった」ことと、「外務省首脳の頻繁な更迭」を挙げている<34>。しかし、現在の史料状況から宗氏派遣の突然の延期や派遣中止の具体的理由を探ることは困難である。また高橋氏は、岩倉使節団の事務と広津の「宗氏渡韓建議原由略」<35>のいう「藩計の負債莫大の事故」を挙げて、「宗氏渡韓は財政的に負担の大きい方策」であり、「出費の多い政府にとりこれは望ましいものではなかった」と推測されている<36>。しかし、幕府に対する対馬の負債は廃藩置県以降維新政府が肩

代りしており、朝鮮貿易に対する負債も翌年の花房使節団によって償還されるなど、対馬藩の負債と維新政府の「出費」の問題が宗氏派遣中止の重要な理由だったとは思われない<37>。宗氏派遣中止の背景には、経費の問題よりもっと根本的な日朝関係のあり方に関する問題が潜んでいたように思われる。結論を先取りしていえば、宗氏派遣中止の背景には東アジアの国際関係の変化があったように思われる。日清条約締結の結果、日朝関係は両国間の関係に留まらず、朝・清、日・清関係と常に連動する構造となり、宗氏派遣によって妥結されるであろう日朝関係と、日・朝・清三国関係のバランスを抜きにしては考えられなくなったのである。そして日清条約の最大の立て役者は、対朝鮮強硬論者の筆頭として宗氏派遣論を阻止するため尽力していた柳原に他ならなかった。宗氏派遣中止の背景には、主として日清条約の結果による東アジア国際関係の変動とその立て役者に他ならなかった柳原の外交政策論におけるリーダーシップがあったのである。

国内的には、廃藩置県後の混乱と矛盾をはらんでいながらも、外務省の卿・大輔に就任した岩倉・寺島の宗氏派遣建議によって、朝鮮政策は廃藩置県以前となんら変わりなく連続性を保っていた。しかも「旧装」「旧慣」をも公然と議論されるなど、廃藩置県以前の宗氏派遣論よりはるかに穏健策に傾いた議論が行われていた。ところが、国際関係においては明治初期における日本外交の顕著な変化を示す二つの外交関係が動き出していた。七月二九日天津で行われた日清条約と条約改正期限（明治五年五月）を控えて行われた岩倉使節団の洋行問題である。以下、廃藩置県後の朝鮮政策と二つの国際関係－主として日清条約との関連－について見てみたい。

柳原の交渉に端を発した日清条約の締結は、周到な事前の計画によるものではなく、會国藩・李鴻章ら清国洋務派の政略に合致するところ大きかったことは、すでに先行研究が明らかにしている<38>。しかしそれにも関わらず、この条約は日本が締結した初めての（列強の仲裁なき）自主的（「不平等」に基づいた）平

等条約であった。明治三年の柳原の予備交渉は、自らもそして維新政府においても大きく評価され<sup>39</sup>、明治四年五月の特命全権大使の伊達使節は、関税自主権、最恵国条項、領事裁判権など、列強なみの要求を清国に突きつけるようになった。この偏務的条項はことごとく断られ、左院を中心とする条約締結反対派の抵抗もあったが、敢えて条約締結にこぎ着けたのは、決して日本側に不利な条約ではないという判断があったからであろう。とにかく、この条約は華夷秩序による伝統的外交関係や手続きではなく、万国公法にのっとりた日清両国の対等な条約であった。そして、関税自律権の相互適用、最恵国待遇の相互削除、領事裁判権の相互平等などを決めた条約は、「大清国皇帝陛下」と「大日本国天皇陛下」の名で締結されたのである。このように廃藩置県直後の太政官政府が、中国において列強を仲裁せずに、万国公法に基づいた外交関係の樹立を主張して曲がりなりにも条約締結にこぎ着けたことは、後の朝鮮政策にも少なくない波紋を投げかけることとなるのである。もちろん日清条約の締結が、明治三年四月の「朝鮮政策三箇条伺の件」で出された日朝交渉の妥結案の実現にストレートにつながったわけではなかった<sup>40</sup>。しかし、日・朝・清三国関係を有機的に考えるならば、名分論上では朝鮮国王は日本天皇の一段下におかれる結果となった。したがって、朝鮮に対する日本外交が華夷秩序的外交原理を用いた場合にも、伝統的な交隣関係でなければならない必然性はなくなっていた。朝鮮側の交渉拒絶の論理をクリアするために対馬から出されていた宗氏派遣論・「等対論」の立脚点や根拠は弱体化せざるを得なかったのである。朝鮮の事大国たる清国と対等な関係にたっていた日本が、その外交的成果を朝鮮にアピールすることは（もちろんこの場合は、維新以来の交渉経過からも朝鮮の交渉拒絶が予想されたが）、むしろ自然な運びだったのではなからうか。いずれにせよ、平等・不平等の差こそあれ、日本と諸外国との条約は万国公法にのっとり、華夷秩序的外交原理による伝統的交渉手続きは確実に捨象されつつあったのである。

ここで、廃藩置県までの外務省の対朝鮮政策に深く関与し、日清条約締結の立て役者として活躍して帰国していた（九月一九日）柳原の朝鮮政策を見てみよう。公家出身の柳原は三条・岩倉とも緊密な関係を保っており、自ら手掛けた日清条約の締結を成功と評価し、帰国後外務省の対朝鮮強硬策を代表して正院に働きかけていた。柳原は「使節のみ」の派遣の決定を受け外務省の朝鮮関係官員と連名で次のように朝鮮政策を上申した。

「広津弘信より別紙伺出候に付篤と評論仕候処元來皇韓交際近時の模様致簡疑訝を重ね加ふるに侮慢の状になり来候故此上断然改制報知の段におよひ候は、尚一層の疑訝を増し例の撤饗撤市の事におよひ候半も難計然る時は先前の如く姑息の処分に過ぎ候ては却て侮慢を招き申へく去迎又俄に兵を以て其無礼を詰ると申にもいたるましく事若是にいたり候は、先兩國の交際は暫く断絶するものとして在韓の土商一先引揚帰朝仕らすては不相成様の運ひにもいたるへくと存候付取扱振り順序左の通為心得可然と奉存候

一、宗氏より廃藩立県の事を報知し其交りを私する能ざるを示し兼て自分外務の官員に列したる旨と其趣意とを告るの書を齎しその旧家臣彼に任せず家令をして渡韓せしむへし広津は此使と、もに渡るへし（中略）

一、右下手の上彼果して疑訝を増し万一例の撤饗撤市におよふ事あらは在韓の土商すへて引払帰朝いたすへき事

一、既已に引払帰朝に至り候上は皇韓の交際は是に於て断絶致すへく其期に於て御動揺無之廟謨確然として不被為動様有之度事然るに彼内情を察するに親昵するには疑あり之を断るに恐れあるが如し故に是の如くせは恐くは彼より和を開くの道あらん然れとも急には成らざるも循々全く断ゆるなきは必然なり然る上は時を待て交を尋その端となるものにして商民雇徒の入来るを許し且米薪菜醬等も買得る位には至るべし

尚前書の次第広津弘信にも申談し異議無之候事」〈41〉

柳原は、今までの日朝交渉は朝鮮側の「侮慢」と「無礼」によるものと評し、交渉を「暫く断絶」することを主張した。また、使節派遣においても家臣ではなく私的な家令としての派遣を主張し、それによる朝鮮側の拒絶と交渉失敗、朝鮮側の「侮慢」の働きを予測し、交渉断絶と引き揚げの手順を説いている。柳原は、交渉打開の見込みを完全に否定した上で、使節（家令）派遣→交渉失敗と引き揚げ→交渉断絶を主張し、それによって予想される朝鮮側の対応に対して、朝廷の確固不動の対策を求めたのである。明治三年五月（予備交渉のための清国派遣）における皇使派遣論と戦争をも辞さない強硬論からは一步後退していたが、交渉断絶論への確信と対朝鮮強硬論は一貫していた<sup>42</sup>。

柳原は日清条約の一部始終に関与した条約締結の最大の立て役者であった。このような立場からすれば、対馬側の主張する宗氏派遣論や先問使としての宗家家臣の派遣など、交隣関係を想定した伝統的な交渉手続きによる外交手段が容認される余地はなかったのであり、切り捨てなければならなかったのであろう。宗氏派遣論によって仮に日朝交渉が成功して交隣（対等）関係になると、（華夷秩序による朝清関係を断ち切らない限り）柳原の対清外交の成果は半減され自らの労も台無しになるはずであった。また、朝清関係を無視した日朝交渉の進展は日・朝・清三国関係の捻れ、即ち朝鮮をめぐる日清間の対立（これは明治九年の日朝修好条規の締結によって現実として現れるが）という現実的な難問題が生じかねないことでもあった。日清条約の締結によって、すでに日朝関係は両国関係だけでは済まないこととなっていたのである。特に、条約締結の主役であった柳原において、日朝交渉の成否と清国との関係という国際関係を考慮しない朝鮮政策は考えられなかったのであろう。敢えていうならば、柳原にとって日朝交渉の妥結はむしろ好ましいことではなかったのではなかろうか。明治三年の「朝鮮論考」で見えるような皇使派遣論の主張はなくなり、専ら交渉断絶論を主張しているのは示唆的である。対朝鮮強硬論者柳原においては、交渉断絶論の他に選択肢はな

くなっていたのである。なお、上記の書簡に名を連ねているのは楠本（正隆）少丞・田辺（太一）少丞・花房（義質）大記・渡辺（洪基）少記など朝鮮政策に関わっていた外務省官員であったが、宗氏派遣による交渉打開のため尽力していた外務省内の穏健論者宮本小一は名を連ねていないのは注目に値する。また広津がこの意見に「意義無之」と書かれているのは、その後の広津の主張とは矛盾しているものの、日朝交渉において広津の役割が如何に重要だったかを窺わせる。日清条約の締結と柳原の帰国と共に、朝鮮政策は七月（宗氏派遣決定）と八月（派遣準備）の状況とは打って変わった方向に進んだのである。

日清条約と共に日本の対朝鮮政策における変化の重要な要因を提供したのが岩倉使節団の問題である。いうまでもなく岩倉使節団の洋行先は欧米各国であり、その主な任務は聘問の礼及び条約改正準備に充てられており、その方法は当然ながら万国公法秩序に基づいていた。

このように、欧米に対する条約改正の願望と日清条約の成果を考え合わせる限り、朝鮮交渉における「旧装」「旧慣」などの旧例を認めるような交渉方法は当然見直されるべき対象であったと考えられる。日清条約と岩倉使節団の洋行構想が、ただちに日本の対朝鮮政策の転換を意味するものではなかったとしても、「旧装」「旧慣」にのっかった宗氏派遣論をそのまま実施させるわけには行かなかったのである。

かくして、宗氏派遣の見込みが殆ど否定されたうえ、前述の通り使節団出発直後「天子」の文言などを挿入した書契案の「刪正」が行われ、「等対論」も否定された。ところで、高橋氏はこの書契案の「刪正」問題が岩倉使節団の出発後に行われたことをもって、留守政府が岩倉邸での朝鮮問題の棚上げの決定を無視して「皇」「勅」の「書契」案を起草したとし、留守政府の朝鮮政策を「皇・勅問題の原則的対決を復活させる強硬路線」として位置づけている<43>。一月九日の岩倉邸での会合の参加者は、岩倉・木戸の外「条公西郷大隈板垣等」最高意思

決定機関の正院を構成する大臣参議の全員であり、「朝鮮へ着手の順序」はここであらかた合意されたことと思われる<44>。この合意事項が、岩倉使節団と留守政府の間で合意された「約定書」<45>と共に留守政府の対外政策を規定していたことは推測に難くない。具体的な合意事項は窺い知れないが、この日の合意事項が留守政府の日朝交渉にどのように受け継がれ、どのように表れているのかは、留守期の政治過程を理解する上で重要な手がかりになるとと思われる。以下、書契案の問題を若干検討してみたい。

まず、「天子」云々の書契案の議論は明治元年以来の「皇」「勅」云々の議論とは性格を異にする。日清条約は清国皇帝と日本国天皇の名で調印されており、皇帝と天皇は同列に立っていた。「天子」の文言の挿入は、中国の皇帝と同列に並んで名分論上で朝鮮の上位に立っていると日本側の間接的なデモンストレーションであり、万国公法にのっとって締結された新しい国際関係を誇示するための字句だったと解することもできよう<46>。相良使節団派遣（明治五年正月）<47>に際しての「応接向心得方大意」は、「支那交際成熟の事漸々説示すへき事」や「国号に大を用ひ尊称に天皇と号する事は清国はしめ各国に至る迄異論なき我固有の称号たる事」を露骨にいて、日清条約を誇示しているのである<48>。また、改革したばかりの太政官の有力な大臣参議各省卿・大輔などの留守中で、なおかつ「約定書」によって内政改革さえ俟ならぬ状況下で、留守政府が岩倉邸での合意を覆して「征韓論」のような強硬論に転換したことはにわかに信じ難いものがある。西郷隆盛の皇使派遣論による「征韓論議」が登場するまで、留守期の間政府内で征韓を企てた痕跡は見あたらない。

では、岩倉邸での合意事項と洋行後の留守政府の朝鮮政策とはどのような関係にあったのであろうか。日清条約と岩倉使節団の対欧米外交そして柳原の外務省復帰後の対朝鮮政策の見直しについては前述した通りである。すでに宗氏派遣論は取り下げられ、「使節のみ」の派遣・家令派遣案などによって交渉打開の見込



みなしとの判断があった以上、岩倉邸での朝鮮問題棚上げの意味は交渉放棄論であったと解すべきであろう<49>。こと細かい交渉放棄論ではない以上、その限りで日朝交渉に関しては留守政府に相当のフリーハンドが与えられていたように思える。「天子」の文言挿入の書契案は、かような交渉放棄論の範囲内で行われた「刪正」であり、必ずしも岩倉邸での合意に相反するものではなかったのである。このような書契案の確定と交渉放棄論の背景には、現地派遣の森山・広津・吉岡のような外務省中堅級官僚による維新以来の日朝交渉の実態把握の蓄積が挙げられる。彼らは現地の釜山で長く滞在しながら、朝鮮側の対応をつぶさに見極めていたのである。例えば「今宗氏が奏する所を以て之を見れば彼れの真情我を疑懼するの念に出て我を拒絶するの意あるに非る事必せり」<50>「然るに彼か内情を察するに親昵せんとすれば疑あり断絶せんとするにも懼あり（中略）循々として全く断る事なきは必然なり」<51>（森山・広津意見書）「彼内情を察するに親昵するには疑あり之を断るに恐れあるが如し」<52>（柳原・楠本・田辺・花房・渡辺）などの判断は、強硬・穩健の別なく朝鮮政策関係者の共通認識となっていた。日本側のいかなる挑発にも殆ど無策に等しい朝鮮側の対応ぶりは、現地派遣の官員によって逐一報告されていたのである。実際、「旧例」に背く書契と前例のない外務省官員の渡韓など、一見挑発とも見られる日本側の出方に対し、朝鮮朝廷はただその「違格例」を非難し、釜山の倭館に対する制裁措置をとるに留まっていた。朝鮮の国際情勢に対する認識には、日本は洋夷の手先に過ぎないという過小評価があり、日本の内政は内乱を免れない状況にあるとの判断があった<53>。しかし、維新政府は「使節のみ」の派遣決定、「天子」の文言を敢えて盛り込んだ書契、相良使節団の火輪船での渡航（明治五年八月の花房使節団に至っては軍艦と輸送艦）など、交渉成功はおろか朝鮮側を挑発するような行動に打って出た。この背景には、日清条約や岩倉使節団の欧米外交の他に、明治元年以来の日本の使節団に対する朝鮮側の殆ど無策に等しい生温い対応と、これを見極めていた太

政官政府の判断があったのである。

かくして、日朝交渉における交渉打開の切札とされている宗氏派遣論と「等対論」の否定は最終的に確認された。宗氏派遣の代案として相良使節団の派遣が決まったが、「彼れ其書契を不受は必然」との判断と交渉破綻による朝鮮側の対応も充分予想されていた。したがって、交渉に臨む現地派遣使節には、予想される朝鮮側の軽蔑や撤饗撤市などの対応に対する心得として、太政官の「到底の応接御確定」だけが求められていた<54>。交渉打開の意思のなかった太政官は、交渉放棄に関する「確乎不拔御英断」を下すこととなった<55>（後述）。ここに至って、外務省強硬論者の朝鮮政策に執拗に反対論を唱えてきた宗氏も、太政官の「確乎不拔御英断」に対応して自ら「天子」の文言挿入の書契案を出していた<56>。その他、宗氏派遣論に尽力していた広津・森山も、朝鮮滞在の吉岡と共に交渉放棄論による交渉に尽力すべく朝鮮に赴くことになった。ここで維新以来の日朝交渉における対馬の役割は、名実共に終わりを告げた。相良使節団の「火輪船」での釜山入港に対しては「釜山近村は聊驚愕いたし候（中略）韓人一人も不入来」と、予想された状況が展開されたのである<57>。

#### 小括

廃藩置県後の朝鮮政策は、国内問題で忙しかった維新政府に先んじて、対馬側から出された。それは廃藩置県以前にすでに予定されていた宗氏派遣論と「等対論」であった。廃藩置県後の宗氏派遣論はさしたる反対もなく決定されたうえ、「旧装」「旧慣」を認めるような議論さえ行われた。ところが、宗氏派遣論が予定されていた八月末になって宗氏の派遣は突然延期された。当然ながら宗氏派遣論を進めてきた対馬サイドの反発が相次いたが、一〇月の「使節のみ」の派遣内定や外務省強硬論者の家令派遣案などが宗氏派遣論を圧倒し、ひいては「天子」

云々の書契案の「刪正」にまで及んだ。ここで、維新以来行き詰まった日朝交渉  
打開の切札であった宗氏派遣論や「等対論」は葬りさられ、予め交渉破綻が予期  
された相良使節団の派遣に至ったのである。

廃藩置県前における外務省強硬論者の宗氏派遣論反対の主たる理由は、宗氏派  
遣論＝「謬例」といった認識に基づいていた。しかし、これとて宗氏派遣論によ  
る交渉打開の可能性をも否定していたわけではなかった。むしろ、宗氏派遣論（  
＝「謬礼」）による交渉妥結に強い危機感を抱いていたと考えるのが妥当であろ  
う。本稿では、このような宗氏派遣論が、廃藩置県後なぜ否定されねばならな  
かったのかを、主に日清条約という外的要因から考えてみた。日清条約は曲がりな  
りにも万国公法秩序にのっかった条約であり、伝統的な華夷秩序が盛り込まれる  
余地はなかった。日清条約締結の結果、少なくとも図式的な名分論上では朝鮮は  
日本の一等下に置かれるようになった<58>。条約締結に対する批判を勘案する  
にしても、少なくとも朝鮮に対してはその成果を誇示－交隣関係に即した旧例を  
否定－する必要があったのであろう。「天子」の文言の挿入は、日本の天皇と清  
国の皇帝が同等に結んだ条約締結の成果の端的な現れであり、岩倉使節団の欧米  
外交と共に東アジアにおける新しい国際関係のデモンストレーションに他ならな  
かった。日本外交が、諸外国と万国公法にのっかった条約関係を想定し、日朝交  
渉に日清条約の成果を取り入れる限り、交渉妥結の展望は持ち得なかった。また、  
日清条約の締結によって、日朝交渉の成否が日清間の対立の種にもなりかねな  
かった。この点で日清条約の成果は、交渉打開の切札であった宗氏派遣論と「等対  
論」を用いることを困難にさせた一つの要因であったともいえよう。

このような日清条約の一部始終に関与し条約締結の立て役者であった柳原は、  
帰国後早速宗氏派遣の阻止のため働きかけた。宗氏派遣論の代わりに柳原の強硬  
論が太政官政府の有力な朝鮮政策として据えられつつあったとき、すでに日朝交  
渉妥結の見込みはなくなっていた。洋行出発直前岩倉邸では朝鮮政策の棚上げ＝

交渉放棄論の合意がなされた後、留守政府は書契案の「刪正」と相良使節団の「火輪船」での派遣に踏み切った。朝鮮側の交渉拒絶が予期された交渉に打って出た背景には、日清条約の成果の他に、実地に派遣されていた派遣外務省官員の交渉実態把握の蓄積があったことは見逃せない。

相良使節団の交渉と太政官の「確乎不拔御英断」によって、留守期の日朝交渉は引き揚げ論を含む交渉放棄に向かって確実に進んだ。しかし、交渉放棄と引き揚げにおいては、近世以来の「借用の地」であった倭館をどのように処分・維持していくのかという問題があった。宗氏派遣論の廃案以降明治六年政変に至るまでの日朝交渉の第二ラウンドは、倭館をめぐる行われたのである。

- 1) 荒野泰典『近世日本と東アジア』（東大出版会、一九八八年）、上野隆生「幕末・維新期の朝鮮政策と対馬藩」（『年報 近代日本研究』7、山川出版社、一九八五年）。
- 2) 明治五年五月二六日条約改正期限を控えて大隈重信の小規模洋行構想が出されており、八月下旬からは大久保利通による洋行構想が活発化されつつあった。田城寺清『大隈伯昔日談』（早稲田大学大学史編集所、一九七二年）、大久保利謙『岩倉使節の研究』（宗高書房、一九七六年）など参照。
- 3) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上（文化資料調査会、一九六三年）
- 4) 高橋秀直「維新政府の朝鮮政策と木戸孝允」（『人文論集』26-1・2、一九九〇年）、「廃藩置県後の朝鮮政策」（『人文論集』26-3・4、一九九一年）、「征韓論政変と朝鮮政策」（『史林』75-2、一九九二年）、「留守政府の政治過程」（『人文論集』29-1、一九九三年）。その他江華島条約以降の朝鮮政策についても数本の論文を發表されている（『史林』75-2、七八頁参照）。
- 5) 前掲「廃藩置県後の朝鮮政策」、一二三—一二五頁。

- 6) 明治三年八月の外務省『職員録』には権少録とあり、『朝鮮事務書』には、明治四年四月「十一等官禄下賜」、同年八月「任外務九等出仕」、同年一二月権大録となる。
- 7) 『事務書』3、四一一—四一三頁。
- 8) 『外交』4、岩倉外務卿等よりの上申書、七月二八日、三一四—三一五頁。
- 9) 『外交』4、「七月二十九日宗重正に対する外務大丞任命の辞令」、三一五頁。
- 10) 『外交』4、八月一〇日、三一五頁。
- 11) 明治三年四月、大島友之允は行き詰まっていた交渉を打開するため、「御書契中渠（朝鮮）不服の廉相除」き、「渠（朝鮮）の願意に応し御書契の体式総て御旧復の姿」にすることを骨子とした「政府等対」の論を提案した。『外交』3、一五一—一五四頁。
- 12) 『外交』4、九月、三三二—三三三頁。
- 13) 『外交』4、三二九頁。
- 14) 『外交』4、外務省より太政官正院宛上申、八月、三二一—三二二頁。
- 15) 柳原は「対藩知事を朝鮮に遣はす如きは其詰末を預算せずは事輕易に度り他外国の笑を招かん」と、宗氏派遣阻止に尽力していた（『外交』4、二九六—二九七頁）。
- 16) すでに朝米戦争も終息し、宗氏派遣論を支持していた旧藩主勢力も廃藩置県によって退いていた。また対馬側の「謬礼」を強く警戒して派遣阻止の筆頭に立っていた柳原外務大丞は、日清条約締結のため清国出張中（明治四年五月一七日～同年九月一九日）であった。
- 17) 註14)に同じ。
- 18) 『事務書』3、朝鮮駐在吉岡・森山宛尾里外務少録・副田外務権中録書簡、八月二九日、五三三—五三四頁。。
- 19) 『外交』4、広津より柳原外務大丞等宛書簡、三二七—三二八頁。

- 20) 『事務書』3、五六七頁。
- 21) 『外交』4、広津よりの上申書、九月八日、三二二頁。
- 22) 『外交』4、広津よりの上申書、九月二三日、三二二-三二三頁。
- 23) 『外交』4、宗外務大丞よりの伺書、九月、三二四-三二五頁。
- 24) 『外交』4、広津よりの上申書、一〇月三日、三二五頁。
- 25) 註23)に同じ。
- 26) 註19)に同じ。
- 27) 『外交』4、柳原外務大丞等よりの上申書、一〇月五日、三二六-三二七頁。
- 28) 『外交』4、宗外務大丞より外務省宛書簡、十一月、三三三-三三四頁。
- 29) 『外交』4、森山・広津より柳原外務大丞宛上申書、十一月一三日、三三四-三三五頁。
- 30) 『外交』4、太政官正院より副島・寺島外務卿・補宛照会、十一月二七日、三五頁。
- 31) 『外交』4、森山・広津よりの上申書、三三五-三三六頁。
- 32) 同上。
- 33) 『外交』4、「朝鮮差遣の儀罷免の件」、三四一頁。
- 34) 田保橋潔、前掲書、二六三頁。
- 35) 『外交』4、三一五-三一七頁。
- 36) 前掲「廢藩置県後の朝鮮政策」、一一〇頁。
- 37) 明治五年八月の花房使節団の渡航の際、朝鮮に対する宗氏の負債は償還して余りがあった。その余分は倭館の経費に賄う案が出されている（『外交』5、三五九-三六一頁）。また外務卿副島は朝鮮の凶作（誤報ではあったが）に援助米提供を持ちかけるなど、朝鮮政策上において財政の逼迫は重要な問題ではなかった。
- 38) 長井純市「日清修好条規締結交渉と柳原前光」（『日本歴史』475、一九八七

年)。藤村道生「明治維新外交の旧国際関係への対応」(名古屋大学文学部研究論集『史学』14、一九六六年)。同「明治初年におけるアジア政策の修正と中国」(同15、一九六七年)など参照。

39)長井純市、前掲論文参照。

40)「皇国支那と比肩同等の格に相定り候上は朝鮮は無論に一等を下し候礼典を用候て彼方にて異存可申立筋有之間敷万一猶不伏の筋も候は、和戦の論に及候」とある。『外交』3、一四四-一四五頁。

41)『外交』4、柳原外務大丞等よりの上申書、一〇月五日、三二六-三二七頁。

42)「朝鮮論稿」(『外交』3、一四九-一五〇頁)参照。

43)前掲「廃藩置県後の朝鮮政策」、一二〇頁。

44)『木戸孝允日記』第二(日本史籍協会叢書、一九三三年)、一一八頁。

45)岩倉使節団と留守を守る主要官僚との間で、留守政府の事務や権限などについて規定した約定。留守政府の権限は大幅に規制されており、大輔級以上一八名が署名している。大久保利謙『岩倉使節の研究』(宗高書房、一九七六年)参照。

46)慶応三年一二月、官宣体(太政官が宣言を発する形式)の政権接受の通告文の中に「天子」の名称が見えるが、これは廃案となったことがある(『外務省の百年』(原書房、一九六九年)、四-五頁)。

47)相良(元対馬藩権大参事)は朝鮮渡航に際して外務省一〇等出仕を拝命している(『事務書』3、七三九頁)。しかし、朝鮮にわたる際には「差使」という従来の名称を使い、初めて「火輪船」(満珠丸)で渡航している(田保橋、前掲書、二六七頁)。

48)『外交』5、明治五年一月、三〇八-三〇九頁。

49)交渉放棄論には、第一に、明治三年四月の「朝鮮政策三箇条伺の件」でいう「兩國の間音問を絶」するような交渉断絶を前提にするもの(『外交』3、一四四

一四五頁)と、第二に、宮本のいう「姑く打捨置宗家に任」すような放棄論があった(『外交』2.2、八五八-八六五頁)。本稿では明治五年以降の交渉の経過を視野にいれ、妥結見込みなしとする交渉であっても、釜山の倭館に対馬人の滞在(もしくは日本人の滞在)が許されている限り、これを交渉放棄論と呼ぶことにする。

50)『事務書』3、六〇五-六一六頁、。

51)『外交』4、明治四年一〇月、三三〇-三三二頁。

52)『外交』4、明治四年一〇月五日、三二六-三二七頁。

53)後年の記事ではあるが(旧暦一八七三年八月一三日)、開国した日本に対する朝鮮朝廷の見方は「而拳一國欲從洋制云、必生内乱(中略)倭主(天皇)引入洋酋、籍其力而除去閔白、自以謂総覧権綱、而其实則独坐空山、如引虎自衛矣」とある(『承政院日記』高宗四(国史編纂委員会、一九六七年、ソウル)、五三四頁)。

54)『外交』4、森山・広津よりの伺書、明治四年一二月、三四四頁。

55)『外交』5、朝鮮国在勤吉岡外務少記より外務省宛上申書、明治五年一月一六日、三〇四-三〇五頁。

56)朝鮮国礼曹参判宛宗外務大丞書契案(『外交』4、三三六-三三七頁)。一二月四日すでに太政官において「伺済」とある。太政官の書契案の「刪正」依頼(一二月二七日)とほぼ同時期の一二月末頃太政官の「御英断」が下されたのであろう。

57)『外交』5、朝鮮国在勤吉岡外務少丞より外務省宛報告の件、明治五年一月一六日、三〇五-三〇七頁。

58)華夷秩序の中における日・朝・清三国関係の図式的な説明はすでに多くの先行研究が言及している。特に、藤村氏の前掲論文と「朝鮮における日本特別居留地の起原」(『史学』12、一九六四年)は本稿の作成に多くの示唆になった。



しかし、藤村氏は明治維新による天皇政府の誕生が即ち日朝関係の不平等性をうみ出し、したがって朝鮮は「皇」「勅」などの文言の使用を理由にして交渉を拒絶したという。そして日清条約によって「その（皇・勅の文言による朝鮮の交渉拒絶という事態）容認は事実上からも不可能になった」とし、日清条約の締結を「征韓論発生的外交的側面」として捉えている。